

令和8年7月30日

まちづくり委員会資料

全天候型あそび場の検討状況について

建設緑政局

全天候型あそび場の整備に向けた基本的な考え方（案）等について

<基本的な考え方（案）>

1 背景と課題

近年、雨の日や暑い日などにより、子どもたちの遊ぶ環境にも多くの影響が生じている。総合計画第4期実施計画において、立地特性や地域ニーズ等を踏まえ、都市の価値を高める魅力ある公園緑地づくりを推進することとしており、このような状況に対応するために、既存の都市公園内のスペースを活用し、公園の木陰、自然環境などを活かしつつ、天候に左右されず、木の温もりを感じながら、子どもたちが安全で快適に遊び、思いきり体を動かせることに加えて、遊びを通じた様々な好奇心を育む、全天候型あそび場の整備を検討していく。

2 目的及び全体計画

(1) 目的

立地特性や地域ニーズを踏まえ、子育て世帯にとって利用しやすい環境の充実を図りつつ、次の取組を推進することにより、都市の価値を高める魅力的な公園整備を進める。

- ①気候に左右されにくく、継続的に利用可能な公園空間の形成
- ②雨天時や暑熱時においても安心して利用できる、年間を通じた利用環境の確保
- ③自然環境と調和した空間づくりにより、多様な遊びや活動機会の拡充

(2) 全天候型とは

雨、強い日差し、風などの天候に左右されずに年間を通じて利用可能な状態

(3) 対象年齢

子どもは、体温調節能力がまだ十分発達していないことや、大人よりも身長が低い分、地面からの照り返しの影響を強く受ける等の理由により、熱中症のリスクが高く、注意が必要なことから、対象を未就学児～小学生（10歳位）に設定

0歳 ← → 9～10歳位

(4) 全体計画 ※各区1か所整備

— R9～R11年度 —→

【第1期】
3か所の設計・整備

第1期では、市内の
南・中・北部エリアを整備（川崎・中原・麻生区）

— R10年度～ —→

【第2期】
4か所の設計・整備

第2期に、残りの4区
幸・高津・宮前・多摩区を整備

3 必要機能の考え方

室内あそび環境

身体を動かす「動」、手先や思考を働かせる「静」の要素を設け、多様な個性を受け入れられる場とする。

快適・省エネ機能

省エネ・再生可能エネの活用に配慮した施設にすると共にあそび場に快適性を提供する。

衛生環境

だれもが安心・快適に利用できるバリアフリートイレを設ける。おむつ替えスペース、授乳室、オストメイト対応水洗器のほか、必要に応じて着替え台などの設置も検討する。

屋内エリア

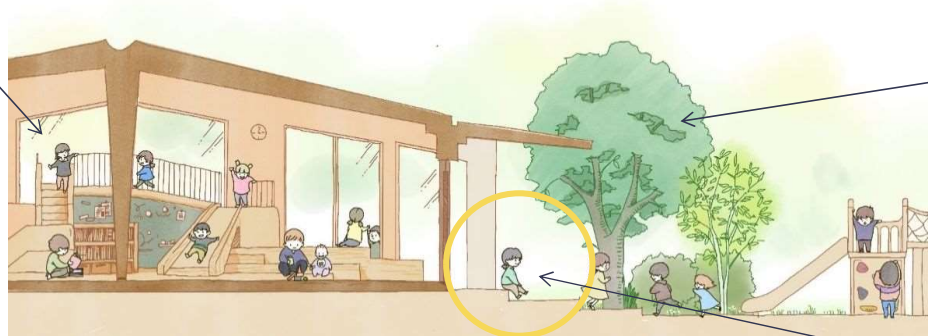
身体を動かす「動」のエリア、手先や思考を働かせる「静」のエリア

半屋内エリア

屋内外をつなぐ緩やかな空間

屋外エリア

既存遊具の機能を考慮し、追加の遊具を検討



緑環境・植栽計画

既存樹木は可能な限り保全する建物配置とし、子どものあそびや情操教育に役立つことを考慮する。

屋外あそび環境

子どもの多様性、年齢層に応じて既存遊具の機能を考慮したうえで屋外遊具の追加を検討する。

内外をつなぐ空間

屋内外をつなぐ緩やかな空間を設ける。風通しの良い日陰空間は指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として多くの方々を迎え入れることもできる。

管理運営体制

事故や発作などの緊急時において速やかに対応するため、常駐職員を配置する。また、不審者の侵入抑止等につながることも、利用者の安全・安心に寄与するよう、最適な管理運営方法について検討する。

見守り・管理動線

室内外のあそび場は見通しを確保し、保護者・管理者が安心して子どもを見守れる場とする。

安全・素材配慮

子どもが触れることを想定し、安全かつサステナブル建材、国産木材などを積極的に採用する。

全天候型あそび場の整備に向けた基本的な考え方（案）等について

<基本的な考え方（案）>

4 想定される利用

徒歩・ベビーカーによる 日常利用

- ・平日午前の未就学児と保護者の外出先
- ・放課後に子どもが利用
- ・雨天や暑熱時の屋外遊びの代替

短時間でも立ち寄れる
生活圏内の遊び場



自転車による利用

- ・放課後に子どもが利用
- ・兄弟姉妹での利用（未就学児と小学生の同時利用）
- ・親子での利用

気軽に利用できる
身近なお出かけ



公共交通・周辺施設と 組み合わせた利用

- ・雨天時の休日の目的地利用
- ・買い物や外出の「ついで」に立ち寄り利用

区内外からの
家族単位での来園



5 必要面積等

屋内のあそび場空間に加え、外遊具との連続性を確保する半屋内エリアを加味し、延べ床面積は**150㎡～300㎡程度**とする。

公園の建ぺい率について（最大12%）

建ぺい率：
原則2%
（都市公園法第4条）

公園施設の種類により
+10%まで可
（都市公園法施行令第6条）
（川崎市都市公園条例第2条の4）

- ・休養施設
- ・運動施設
- ・教養施設等

6 候補公園の選定

各区共通の考え方として、次の考え方に基づき候補公園を選定する。

①対象公園の設定 （前提条件）

建築物設置にあたり、他公園施設との競合を避け、一定の面積を確保する必要性から、**総合公園、地区公園及び近隣公園を対象**とする。

②利用圏・利用者立地 による抽出

年齢別人口構成の変動に左右されない固定的な施設の立地に着目し、乳幼児や小学生の利用を想定し、徒歩で日常的にアクセス可能な誘致半径**1km圏内に小学校・保育園・幼稚園が十分に配置されている公園**を、各区、上位2～4か所選定する。

③総合評価による 候補地の選定

抽出した公園について、**園内の配置のしやすさ、アクセスの利便性、管理体制の有無等**を踏まえ、総合的に評価を行い、整備候補地を選定する。

※1km圏域は候補公園を抽出するための基準であり、実際の利用圏を示すものではない。

<イメージスケッチ>



全天候型あそび場の整備に向けた基本的な考え方（案）等について

<第1期 候補公園の選定・全体スケジュール>

1 第1期候補公園の選定

【6 候補公園の選定】の考え方にに基づき、候補公園の選定を実施

①対象公園の設定
(前提条件)

建築物設置にあたり、他公園施設との競合を避け、一定の面積を確保する必要性から、**総合公園、地区公園及び近隣公園を対象とする。**

②利用圏・利用者立地
による抽出

年齢別人口構成の変動に左右されない固定的な施設の立地に着目し、乳幼児や小学生の利用を想定し、徒歩で日常的にアクセス可能な誘致半径1km圏内に小学校・保育園・幼稚園が十分に配置されている公園を、各区、上位2～4か所選定する。

③総合評価による
候補地の選定

抽出した公園について、**園内の配置のしやすさ、アクセスの利便性、管理体制の有無等**を踏まえ、総合的に評価を行い、整備候補地を選定する。

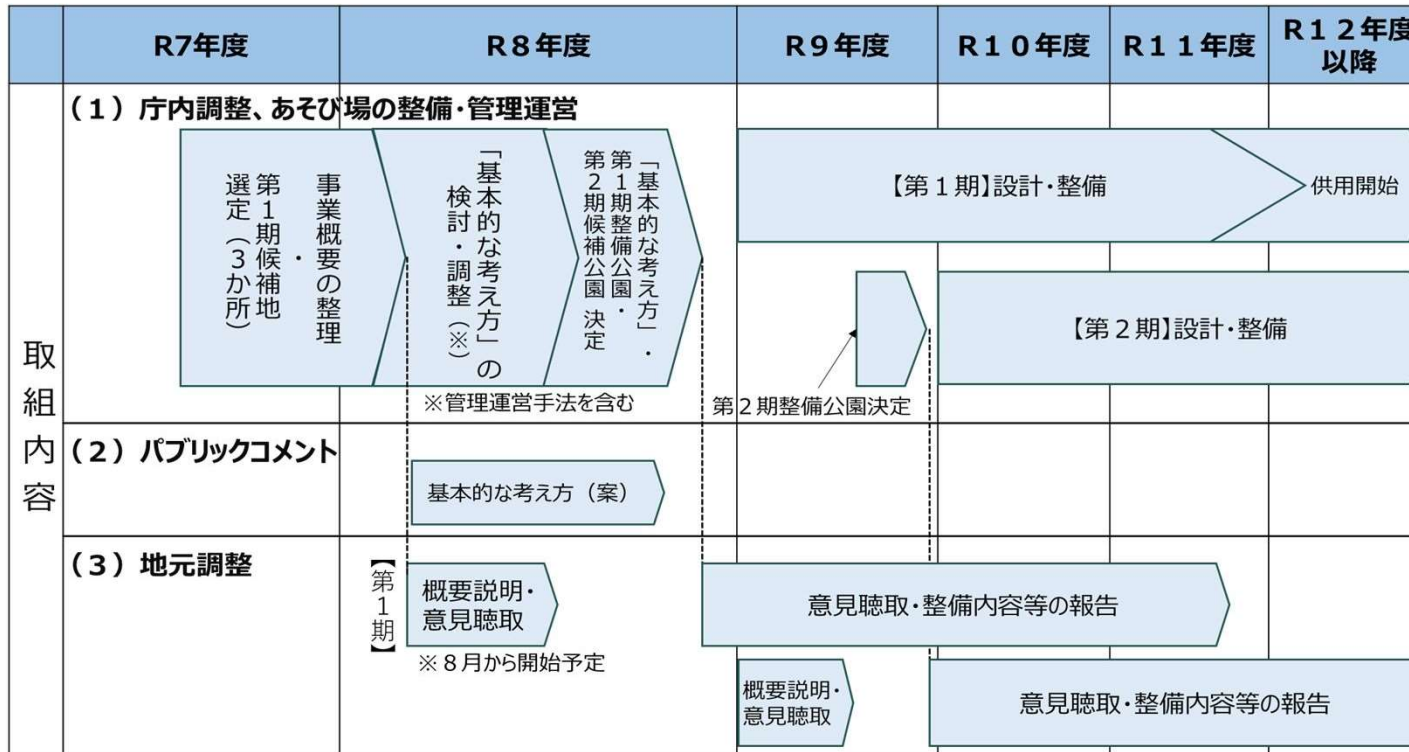
※1km圏域は候補公園を抽出するための基準であり、実際の利用圏を示すものではない。

<第1期候補公園一覧>

所在区	公園名	公園種別	公園面積 (㎡)	最寄駅からの距離 (15分以内)
川崎区	大師公園	地区	87,956	○
中原区	中原平和公園	地区	40,740	○
麻生区	万福寺檜山公園	近隣	11,506	○

2 全体スケジュール

近年の子どもたちの遊ぶ環境にも多くの影響が生じている状況を踏まえ、天候に左右されずに利用できる施設を速やかに整備するため、地元の意見を聴取しながら取り組んでいく。



※事業の進捗状況等により、スケジュールを変更する場合があります。

